

国分寺市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）に対するパブリック・コメント（意見提出手続）の結果について

意見をお寄せいただいた方の数	3 (団体3)
意見の件数	1件
反映した件数	0件
※既に含まれている内容の件数	1件

1. 条例案に関する意見

No.	項目	いただいた意見の概要	市の考え方	反映状況
1	条例の制定時期について	平成30年より生産緑地地区の面積要件が一団で300㎡以上(一団の農地等を構成する個々の農地等については100㎡以上)となるよう、本年中に生産緑地地区指定基準に関する条例を制定すること。	本条例案を本年の第4回定例会へ議案提出し、平成30年からの生産緑地地区への追加指定に反映したいと考えています。	済